

斎場

環境課 ☎(32)8898

小山聖苑（下野市管内施設） 小山市大字外城717-1 ☎(22)1175

斎場使用料補助金

管外の斎場（火葬場並びにこれに併設された待合室、式場、靈安室及び控室）を使用し、管外料金を支払った場合、補助金が交付されます。一時、管外料金を全額支払っていただきます。市からの補助金は、交付申請及び請求の手続きをした後に交付されます。

※管外の斎場…小山聖苑以外の斎場

■対象者 亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること

■対象施設 全国すべての斎場の火葬場及び待合室

■補助額 (1)火葬場については、使用した火葬場使用料から小山聖苑火葬場管内料金を差し引いた金額とし、1体につき58,800円が限度です。

(2)待合室については、使用した斎場の管外料金から当該施設の管内料金を差し引いた金額とし、1室1回につき16,810円が限度です。

(3)式場、靈安室、控室については、使用した斎場の管外料金から当該斎場の管内料金を差し引いた金額です。ただし、宇都宮市悠久の丘のみ対象になります。

■申請に必要な物

申請書、請求書、領収書、印鑑

■提出先 環境課

■申請期限 斎場を使用した翌月末日まで

市営墓地

環境課 ☎(32)8898

各墓地の空き状況や申込方法についてお問い合わせください。

	名称	所在地	一区画面積	使用料	管理手数料(年間)
1	三昧場墓地	薬師寺3024	3.24m ²	80,000円	2,000円
2	国分寺釈迦堂靈園墓地	国分寺993-2	6m ²	300,000円	850円
3	サイ川靈園墓地	国分寺367-3	6m ²	230,000円	850円
4	柴南靈園墓地	柴77-3	6m ²	270,000円	850円
5	柴木間内墓地	柴77-1	4.86m ²	170,000円	850円
6	すがた川靈園墓地	中大領688	5m ²	320,000円	3,000円(普通) 4,000円(芝生)

※墓石の工事や埋葬、使用者変更の際には所定の手続きが必要となります。

農業

農業委員会 ☎(32)8915

農地の相続税・贈与税の納税猶予制度

農業を営んでいる方が死亡し、農地を相続した方が今後も農業を営んでいく場合、一定の要件を満たせば農地の相続税の一部が猶予されます。

相続税猶予の証明願は、相続税の申告期限の2か月ほど前までに提出してください。また、農地の生前一括贈与についても納税猶予制度があります。

農業者年金

農業従事者が加入できる積立方式の年金です。農業従事者の配偶者・後継者、農地を所有していない農業従事者も一定の条件を満たすことで加入できます。

■対象者 国民年金の1号被保険者及び国民年金任意加入者で付加年金加入者(保険料免除者を除く)、かつ年間60日以上農業に従事している方

■保険料 月額20,000(条件によっては10,000)~67,000円まで千円単位で選択でき、加入後でも金額を変更できます。この保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。一定要件を満たす方は国庫補助を受けることができます。